

令和 7・8 年度法務局地図作成事業

(旭川市神楽第一地区)



- ・旭川市神楽 1 条 6 丁目～12 丁目の全部
- ・旭川市神楽 2 条 4 丁目～12 丁目の全部
- ・旭川市神楽 3 条 4 丁目～12 丁目の全部
- ・旭川市神楽 4 条 4 丁目～11 丁目の全部

※上図の赤枠で囲まれた地区です